

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問（調停）期日の開催状況（平成 26 年 10 月～12 月）

平成 26 年 10 月～12 月の審問（調停）期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
10 月 15 日	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
10 月 27 日	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件第 2 回審問期日	長 崎
10 月 29 日	燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件第 2 回審問期日	東 京
11 月 28 日	世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件第 1 回調停期日	東 京
12 月 4 日	座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
12 月 15 日	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件第 3 回審問期日	東 京
12 月 18 日	秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成26年10月～12月）

受付事件の概要

稲城市における温泉施設からの騒音・振動等による健康被害原因裁定申請事件

（平成 26 年（ゲ）第 3 号事件）平成 26 年 10 月 23 日受付

申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する温泉施設の設備から低周波音・騒音・振動が発生・拡散したことによるものである、との原因裁定を

求めるものです。

横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件

（平成 26 年（セ）第 12 号）平成 26 年 10 月 28 日受付

被申請人横浜市の下水管工事以降、被申請人 A、B 及び C が排水等を流すことにより発生する振動により、申請人は、腰椎圧迫骨折を発症し、精神的・肉体的苦痛を受けたほか、申請人宅等に損傷が発生したとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計 3,203 万 8,500 円の支払を求めるものです。

行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件

（平成 26 年（セ）第 13 号事件）平成 26 年 11 月 4 日受付

被申請人工場は、工場内排水を多量に町道側溝へ放流していた。申請人は飲料水として井戸水を利用していたが、被申請人工場による排水が地下水に浸透し、井戸水が飲用できないことが判明した。井戸水に発ガン性物質が含まれていることを知ってから、スーパーで飲料水を購入しており、申請人長女はアパートに転居しているほか、申請人妻もアパートを借りた。また、それ以前にも申請人はガン手術を行ったなど肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金 1,000 万円の支払を求めるものです。

江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件

（平成 26 年（ゲ）第 4 号事件）平成 26 年 11 月 6 日受付

申請人らの目、喉、皮膚などに生じた健康被害は、被申請人らが自社のトラックターミナル棟及び社宅棟の建築工事において土地を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質によるものである、との原因裁定を求めるものです。

南城市における道路工事からの騒音・振動による財産被害原因裁定申請事件

（平成 26 年（ゲ）第 5 号事件）平成 26 年 11 月 7 日受付

申請人の養鶏場で発生した鶏の健康被害（死亡、うつ状態）、異常行動（イライラ、痒み、過食、パニック、逃避、産卵減少）は、被申請人らの工事現場から発せられた騒音や振動によるものである、との原因裁定を求めるものです。

鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件

（平成 26 年（セ）第 14 号事件）平成 26 年 11 月 27 日受付

申請人らが沿岸漁業を営んでいる馬毛島周辺の海域において、トコブシ、アサヒガニ等海産物の漁獲量が減少したのは、被申請人が施工している飛行場建設工事において森林の伐採抜根を行ったことに加え、工事中止後も十分な泥水流出の防止策を講じなかった結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことによるものであるとして、被申請人に対し、申請人各自に損害賠償金 100 万円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第2号・平成24年(ゲ)第2・9号事件)

1 事件の概要

平成23年3月1日、大阪府、奈良県及び京都府の住民51人から、廃プラスチック処理会社と北河内4市リサイクル施設組合を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じている皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害等を中心とする健康被害は、被申請人らの廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質によるものである、との原因裁定を求めたものです。

その後、平成24年1月25日、大阪府寝屋川市の住民11人から(平成24年(ゲ)第2号事件)、同年12月26日、同市の住民11人から(平成24年(ゲ)第9号事件)、それぞれ同内容の原因裁定を求める申請があり、平成24年2月6日(平成24年(ゲ)第2号事件)、平成25年1月15日(平成24年(ゲ)第9号事件)、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、7回の審問期日(5回の現地期日を含む。)を開催するとともに、廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質と健康被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員3人を選任したほか、現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年11月19日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第12号)

1 事件の概要

平成26年10月28日、神奈川県横浜市の住民1人から、横浜市及び近隣住民3人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。平成13年に被申請人横浜市が行った下水管工事以降、申請人宅前道路が振動しており、これが申請人宅にも及んだ結果、申請人は、この振動により腰椎圧迫骨折を発症したことに加え、家の補修金が発生したほか、肉体的・精神的苦

痛を受けたとして、被申請人横浜市に対し、損害賠償金2,464万5,000円の支払を求めるものです。また、被申請人A及びBは、申請人宅裏側の土地内にある排水管を2世帯で使用しており、これらに大量の水が流れるたびに申請人宅に振動が発生している。さらに、被申請人Cは、C宅擁壁外側の排水管から申請人宅前道路の下水管に排水を落下させることにより夜遅くまで申請人宅前道路に振動を発生させるため、申請人は毎日深夜まで寝られず、頭痛等を発症している。以上により、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人A、B及びCに対し、それぞれ損害賠償金246万4,500円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、平成26年11月25日、責任裁定をすることが相当でないと認められることから、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を行い、本事件は終結しました。

海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第7号事件)

1 事件の概要

平成25年3月25日、神奈川県海老名市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人は、学校解体工事において発生させた振動規制法に著しく違反した工事振動により、申請人宅に亀裂、床の傾斜等の被害を生じさせ、また、申請人の主張する被害を認めようとせず、交渉を引き延ばすなどの交渉態度をとり、申請人は著しい精神的苦痛を受け、多大な交渉労務を強いられたとして、被申請人に対し、損害賠償金2,176万円の支払を求めたものです。

なお、平成26年7月24日、慰謝料の請求に関する申請が取り下げられるなどしました(請求金額は、1,092万1,738円に減縮)。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年11月28日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第22号事件・平成26年(調)第3号事件)

1 事件の概要

平成 25 年 10 月 18 日、東京都世田谷区の住民 2 人から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人両名が居住するアパートに隣接したガソリンスタンドの解体工事から発生した騒音・振動により、申請人 A は、不眠になり休業を余儀なくされ、申請人 B は、体調不良、不眠などの被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 311 万 7,661 円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、申請人 B において、平成 26 年 7 月 9 日、申請を取り下げました。また、裁定委員会は、申請人 A と被申請人との間では当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成 26 年 11 月 7 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（平成 26 年（調）第 3 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 11 月 28 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

静岡市における騒音等による健康被害責任裁定申請事件

（平成 26 年（セ）第 4 号事件）

1 事件の概要

平成 26 年 3 月 26 日、静岡県静岡市の住民 1 人から、静岡県を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人の高校にある和太鼓部の活動で発生する騒音等により、申請人は、聴覚過敏症状等を発症し、精神的・肉体的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 100 万円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、平成 26 年 12 月 3 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要（平成26年10月～12月）

終結事件の概要

青森県つがる市豊富町屏風山地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 （平成26年（フ）第1号事件）

1 事件の概要

公害等調整委員会は、平成26年4月17日付けで、青森県つがる市の申請人から、青森県知事（申請人から平成26年9月16日付けで訂正申出書が提出され、同月29日付けで西北地域県民局長への訂正を決定した。）が行った砂利採取計画認可処分の取消しを求める裁定の申請（以下「本件裁定申請」という。）を受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

西北地域県民局長が平成26年2月3日にした砂利採取計画認可処分に対して、申請人は、本件土地の砂の売却について、住民への十分な説明がされないまま住民投票が実施されており、住民の意思に大きな瑕疵があること、住民投票の結果、過半数が反対の意思表示を行っているにもかかわらず売却が行われたこと、また、認可処分対象地にある砂山が失われることで利益が失われること等を理由として、公害等調整委員会に対して本件裁定申請をした。

2 事件の終結

平成26年11月6日、申請人から本件裁定申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本件は終結しました。